

## 輸入禁止品目（商業輸入）

下記は連邦法による禁止品目（Prohibited Items）。州法による追加規制もあり得るので販売先の州の法律も確認が必要。

### 1. 麻薬・違法薬物

管轄官庁：司法省麻薬取締局（Drug Enforcement Administration、DEA）

根拠法：Controlled Substances Act of 1970(CSA) 条文番号：21 U.S.C. § 952～§ 960

対象品：主に、Schedule I（濫用性が高く医療用途がない）に分類される物質

参考情報

DEA の公式解説ページ：Drug Policy – DEA.gov

DEA のマニュアル (PDF) : Pharmacist's Manual (2022年版)

司法省 (DOJ) Practitioner's Manual (2023年版)

### 2. ブランド偽造品、商標権・著作権侵害品

管轄官庁：税関・国境警備局（CBP）、著作権局

対象品と根拠法、条文番号

商標権侵害品

ランハム法(連邦商標法 Lanham Act of 1946) 条文番号：15 U.S.C. § 1124

著作権侵害品

著作権法(Copyright Act) 条文番号：17 U.S.C. § 602

CBP の実施規則 19 C.F.R. Part 133

商標・著作権の登録、差止め、没収手続きに関する詳細規定

参考情報

商標・著作権の所有者は、CBP に登録することで、侵害品の差止めを依頼可能。

輸入者が偽造品を輸入した場合、没収・罰金・刑事責任の対象となることもある。

CBP は「Informed Compliance Publications」や「Customs Bulletin」で最新の運用方針を公開。

### 3. 安全基準を満たさない危険な玩具・消費者製品

管轄官庁：米国消費者製品安全委員会（Consumer Product Safety Commission, CPSC）

輸入時の検査、リコール命令、違反品の差止めを実施

製品安全報告（Section 15 Report）義務あり

根拠法と条文番号

Consumer Product Safety Act (CPSA)

条文番号：15 U.S.C. § 2051～§ 2089

内容：消費者製品の安全確保を目的に製品の安全基準、禁止命令、リコール命令などの権限を規定。

Consumer Product Safety Improvement Act (CPSIA)

条文番号：Public Law 110-314 (2008年)

内容：CPSA を改正し、鉛・フタル酸エステル類の規制、第三者試験・認証制度、玩具安全基準 (ASTM F963) の義務化などを導入。

16 CFR Part 1307

正式名称：Prohibition of Children's Toys and Child Care Articles Containing Specified Phthalates

内容：§ 1307.3 にて、フタル酸エステル類を0.1%以上含む玩具・育児用品の輸入を禁止

16 CFR Part 1250

内容：ASTM F963（玩具安全基準）の義務化に関する規定

条文番号：15 U.S.C. § 2056b

対象：12歳以下の子ども向け玩具。可燃性、化学物質、機械的危険などを規制。

#### 4. 武器（スイッチブレードナイフ（飛び出しナイフ）、グラビティナイフ、偽装刃物など）

監督官庁：アルコール・タバコ・火器爆発物局（Bureau of Alcohol, Tobacco, Firearms and Explosives, ATF）

根拠法：Switchblade Knife Act of 1958（連邦スイッチブレード法）15 U.S.C. §§ 1241–1245、19 C.F.R. §§ 12.95–12.103、ATF 規則（27 C.F.R. Part 447）

定義：ボタンや重力・慣性で自動的に開く刃物を商業目的で製造・輸入・流通させることは原則禁止

例外規定：軍との契約品、障害者用小型ナイフ、バイアス・トゥ・クローズ（閉じる方向にバネが働く）機構を持つナイフなど

#### 5. 猥褻物、有害文書、宝くじ券など

管轄官庁：CBP（税関・国境警備局）、司法省（DOJ）、連邦捜査局（FBI）

##### ① 猥褻物（Obscene Materials）

根拠法：18 U.S.C. § 1462（Importation or transportation of obscene matters）

内容：猥褻物の輸入・郵送・州間輸送を禁止

対象：書籍、映像、画像、その他の媒体

判定基準：Miller Test（1973年の最高裁判例）に基づき、以下の3要素で判断：

社会通念に照らして性的に逸脱した内容か

性的行為を露骨に描写しているか

芸術・芸術・政治・科学的価値が欠如しているか

##### ② 有害文書（Crime-Inciting or Harmful Publications）

根拠法：18 U.S.C. § 1461（Mailing obscene or crime-inciting matter）

内容：犯罪を助長する文書、猥褻物、その他有害な内容を含む文書の郵送・輸入を禁止

対象：印刷物、映像、音声、電子媒体など

##### ③ 宝くじ券（Lottery Tickets）

根拠法：18 U.S.C. § 1301（Importing or transporting lottery tickets）

内容：州外または外国で実施される宝くじ券の輸入・輸送を禁止

#### 6. 一部の動・植物とその製品（病害虫のリスクがあるものや絶滅危惧種）

監督官庁：農務省（USDA）、動植物検疫局（APHIS）、魚類野生動物局（FWS）、疾病予防管理センター（CDC）：コウモリなど病原体リスクのある動物に関与

##### 根拠法

植物保護法（Plant Protection Act）7 U.S.C. § 7712(a)

病害虫の侵入防止のために植物・植物製品・土壤などの輸入を制限・禁止

動物健康保護法 (Animal Health Protection Act) 7 U.S.C. §§ 8301-8317

疾病拡散防止のために家畜・動物由来製品の輸入を制限・禁止

連邦種子法 (Federal Seed Act) 7 C.F.R. Part 361

農作物・野菜の種子の輸入に関する表示・品質・検疫要件を規定。

連邦植物害虫規則 (Federal Plant Pest Regulations) 7 C.F.R. Part 330

害虫、生物学的防除生物、土壌、および関連物品などを規定。特に § 330.203 Soil にて、土壌の定義、輸入条件、例外などが明記されている。

レイシー法 (Lacey Act) 16 U.S.C. §§ 3371-3378

違法に採取または有害な野生の動・植物（木材含む）の輸入を禁止・規制。

絶滅危惧種法 (Endangered Species Act、ESA) 16 U.S.C. § 1531-1544

内容：絶滅危惧種の保護。

50 C.F.R. Part 16 (有害野生動物のリストを掲載)

50 C.F.R. Part 14 (野生動物の輸入・輸出・輸送に関する一般規則)

### 対象品目

<植物・植物製品>

① 土・土付きの植物は原則輸入禁止

根拠法 : 7 CFR Part 330 § 330.203 、植物保護法 7 U.S.C. 7701-7772

ただし、カナダ食品検査庁 (CFIA) によって土壌病害虫の規制対象地域に指定されていない地域からの輸入であれば、APHIS の許可を得ることでカナダからの輸入は可能。メキシコからは輸入禁止)

② 特定の種子（例：連邦有害雑草に指定された種）、寄生植物、有害雑草

連邦有害雑草、および NAPPRA リストに掲載されている種子は輸入禁止

USDA : 連邦有害雑草リスト [Federal Noxious Weed List](#)

<https://www.aphis.usda.gov/sites/default/files/weedlist.pdf>

NAPPRA 制度 (Not Authorized Pending Pest Risk Analysis)

病害虫リスク評価が完了するまで輸入を一時的に禁止する制度。NAPPRA リストに掲載された種子は、安全評価が出るとリストからはずされ、それまでは輸入不可

[Not Authorized Pending Pest Risk Analysis \(NAPPRA\)](#)

<https://www.aphis.usda.gov/print/pdf/node/2419>

③ 未処理の木材・木製品（丸太、木材、木製梱包材など）

国際基準 (ISPM 15) に基づき熱処理 (HT) または臭化メチル燻蒸 (MB) していなければ輸入禁止

根拠法： CFR Part 319 Subpart I、ISPM 15、Lacey Act

<動物・動物製品>

① 一部の鳥類・爬虫類

絶滅危惧種保護法 (ESA) や CITES 条約に基づき、輸入禁止または特別許可※が必要

根拠法：50 CFR Part 14（有害野生生物）、野生外来鳥類保護法（Wild Exotic Bird Conservation Act, 16 U.S.C. Chapter 69）、9 CFR § 12.26(有害・絶滅危惧種の輸入禁止規定)、Lacey Act および 50 C.F.R. Part 16.11（有害野生動物を規定）  
生態系破壊、在来種との競合、病原体リスクへの懸念から原則として輸入禁止対象の野生動物

② 動物由來の未処理製品（羽毛、骨、皮革など）

病原体のリスクがあるため、未処理のままでは輸入禁止

9 CFR Part 95（動物副産物（Animal Byproducts）に関する衛生管理を規定）

APHIS は [Animal Product Imports](#) で、動物由來製品の輸入に関する包括的なガイドラインを提供。  
<https://www.aphis.usda.gov/animal-product-import>

## 7. 補足：緊急禁止措置

APHIS は、特定の病害虫が発生した場合に「Federal Order（連邦命令）」を発出し、特定地域からの植物・動物の輸入を即時禁止することがある。

USDA: [Import Federal Orders](#)

<https://www.aphis.usda.gov/plant-imports/how-to-import/import-federal-orders>